

# 第 1 5 7 0 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 3 0 年 1 1 月 1 日
自	1 4 時 0 0 分
至	1 6 時 5 3 分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －開 会－

### －公 開－

#### (議決事項)

第14号 平成31年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (協議事項)

第8号 「県立高校魅力化ビジョン」（案）について（学校企画課）

\_\_\_\_\_ 以上資料に基づき協議

#### (報告事項)

第60号 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課）

第61号 平成41年（2029年）第84回国民体育大会開催要望書の提出について（保健体育課）

第62号 平成30年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第63号 平成30年度PTA活動振興功労者文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第64号 平成30年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第65号 第71回優良公民館文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第66号 第6回古代歴史文化賞について（文化財課）

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

### －非公開－

#### (議決事項)

第15号 平成31年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）

第16号 教育委員会事務局職員（管理職）の人事異動について（総務課）

第17号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第67号 平成30年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

第68号 平成30年度11月補正予算案の概要について（総務課）

第69号 平成30年度人事委員会勧告及び報告の取扱について（総務課）

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】  
新田教育長 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

2 欠席者  
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
仁科総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
高宮教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題
濱村地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
日野健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
米原福利課長	公開議題
倉崎教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記  
三浦総務課課長代理 全議題  
瀧総務課人事法令グループリーダー 全議題  
小村総務課企画員 全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 14時00分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	7 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	3 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野委員	

(議決事項)

第14号 平成31年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）

○仁科総務課長 この基本方針については、教育委員会規則により、議決事項とされているところである。今回のこの異動に関する基本方針は、教育委員会事務局等職員、また、県立学校事務職員等と括弧書きになっており、行政職員を対象とした人事異動の方針と理解いただきたい。教員人事については、教育委員会でこの人事異動作業を行っているが、行政職員の人事異動については、実質的な人事異動作業は知事部局の人事課が行っている。その知事部局の人事課が知事部局分だけでなく、教育委員会とか病院局なども含め、他任命権者、全て一括人事課の方で行政職員の人事異動をやっている。したがって、これから説明させていただくこのたびの人事異動方針の内容については、まず、人事課が作成した知事部局の方針に倣い、それとほぼ同様の内容となっているということでご理解いただきたい。

2 ページの中ほどから全般的事項が記載されている。まず、1の①である。人事異動の基本的な考え方としては、能力、実績、意識姿勢に応じた任用を徹底して、適材適所の人事異動を行う。

次に、④職員の健康への配慮である。職員の健康状態や適性を把握して、人事異動を行うという、これも普遍的な考え方である。

続いて、3 ページ、2 番、異動の基準である。①同一の所属の勤務年数等である。同一所属の勤務年数は3年を基本とする。ただし、3年を超える人事配置も柔軟に行うということとなっている。

続いて、3番の重点事項である。①女性の職員の登用である。40歳以下の在職職員の3人に1人が女性職員であるという現実等がある。こういったこと等々を踏まえて、グループリーダーとか管理職への登用を一層進めるということである。次の②番である。この②番、教育行政全般に精通した職員の育成、これのみが、本日説明する中で教育委員会独自の表現として昨年度初めて盛り込んだ内容である。島根県総合戦略とか島根県中山間地域活性化計画において教育の魅力化を進めていく方針が明らかにされるなど、学校教育・社会教育の重要性や教育の現場を支える教育行政の役割がより重要になってきている。このような状況を踏まえ、中長期的視点に立って、指導主事・社会教育主事等と連携しなが

ら、教育行政全体をよりよくマネジメントできる職員の育成を行う。こういう記述を昨年度、教育委員会独自の視点として盛り込んだ。⑤番である。ウ、国、他の地方自治体等との人事交流である。国、他自治体等との人事交流を通じて、職員がさまざまな経験を持つよう配慮する。先ほど教育委員会独自のものとして、教育行政全般に精通した職員の育成ということをお話しさせていただいた。関連もする事柄であるが、国の文部科学省への県職員の派遣、こういったものを途切れることなく、恒常的に行うことにより、人材育成をしていきたいと考えている。実績を申し上げますと、29年度、30年度に1名を派遣している。こうした連続した派遣は平成の初頭以来、久しぶりにここ2年間やってきたところであるが、来年度以降も派遣が継続できるよう考えており、実際、先般、文部科学省の人事担当課のほうに直接出向き、協議もしているところである。

続いて、個別事項に入らせていただく。管理職等については省略させていただき、6ページをご覧ください。6ページの4、非役付職員の②番である。遠隔地への異動について行政課題を解決していくためには、広く県土を理解することが必要不可欠であること、また、隠岐・石見部を生活本拠地とする職員が少ないことなどから、企画員級の職につくまで、おおむね40歳になるまでというふうにご理解いただければいいと思うが、企画員級の職につくまでに隠岐・石見部に少なくとも2回以上勤務するという、ルールを設けているところである。以上が人事異動方針の概略である。

今後、この方針を踏まえ、また、11月に入ったので、全職員のほうから自己申告書が提出される。全職員が書いた自己申告書にも配慮しながら、教育委員会としての異動素案を作成して、管理職については12月から、非管理職については1月にそれぞれ人事課と協議を開始する。それ以降、協議を調えながら、3月の異動内示前にまた改めてこの会議の場で異動案を議決していただく予定になっている。

○浦野委員 国やほかの自治体との人事交流というところで、昨年度から1名ずつ派遣と説明があったが、実際どういう機関に派遣されているのか。

○仁科総務課長 教育委員会としてはやはり文部科学省の方へ派遣したいと考え、29年度も1名、1年間、30年度も1名、1年間、文部科学省の初頭中等教育局に派遣している。31年度もまた引き続き文部科学省のほうへ派遣させていただきたいというようなことで、先般、文部科学省のほうへ直接出向いて、協議を行っているところである。

——以上原案のとおり議決

(協議事項)

第8号「県立高校魅力化ビジョン」(案)について(学校企画課)

○柳楽県立学校改革推進室長 第1章及び第2章については前回のこの委員会で説明させていただいたので、本日は第3章について説明させていただく。第3章では、将来を見通した教育環境の整備ということで、大きく2点について挙げている。

1、地域別高校のあり方について、(1)から(5)の5項目を説明する。

(1)都市部について、ここでは、松江市、出雲市について述べている。この地域の高校は、公共交通機関の利便性が高く、広い範囲の地域からさまざまな学習ニーズを持った生徒が集まっている。そのため、大学や地元企業、地域社会との連携や探求型の学びなど、都市部の環境を生かした特色ある高校づくりや特色ある学科の配置を検討する必要があるとしている。今後の松江市、出雲市の向こう10年間の中学校卒業生数は、大幅な減少は見込まれていないというような状況も踏まえ、1)から4)のような観点から、この地域の望ましい学級規模は引き続き1学年4学級以上8学級以内とする。なお、今後においては、文理融合型の探求的な学習を行う新しい学科等の開設や、多様な選択科目を設定できる単位制の導入について検討することとしている。

(2)松江市、出雲市を除くその他の地域についてである。この地域においては、中学校卒業生数は減少が続くものの、そのスピードは鈍化している。また、小規模校であるからこそ、生徒一人一人に目が行き届くなどのメリットを生かしやすい環境にあること、地域との連携を生かした教育活動を行い、地域の担い手を育成するなど、地方創生、地域活性化の観点からも重要な役割を果たすことも期待されている。一方で、特に離島・中山間地域の高校においては、さまざまな事情により、唯一の地元高校に進学するしか選択肢がないという状況もある。こうしたことを踏まえ、学校規模にのみこだわることなく、地元市町村や地域の参画を得ながら、協働して高校の魅力化・特色化を進めていくとともに、それぞれの取り組みの成果を検証し、より望ましい高校のあり方を島根県と地元市町村の間で共有することが重要であると考えている。今後については、高校と地域が一体となった魅力化・特色化の取り組みや成果を踏まえるとともに、中学校卒業生数等を注視しながら、地域における高校・学科のあり方や配置について検討することとする。

(3)松江市内普通科3校と通学区についてである。松江市内の3校については、昭

和58年の松江東高校の開校に合わせて3校の通学区が始まっている。平成18年にこのあり方が検討されたところだが、このときは通学区維持の判断がなされている。しかしながら、このたびいただいた提言においては、居住地によって中学生の高校選択を制限することが公平といえるのか、希望する高校を目指す気持ちを阻害しているのではないかなどの課題を抱えながら、今後も通学区を維持することはもはや困難ではないかという見解が示された。また、このビジョンの案の第2章でも触れたように、今後は全ての高校が魅力と特色ある高校づくりの取り組みを進めていくこととしている。これらを踏まえて、現在の通学区は3校それぞれの特色化を前提に撤廃することとする。なお、その時期につきましては、2021年3月に行われる2021年度入学者選抜から、つまり、現在の中学1年生が高校受検するときから撤廃することとする。先ほど申し上げた3校それぞれの特色化ということについて、次の30ページに現時点でのアウトラインを示している。まず、松江北高校においては、最先端の科学技術に触れるなど、理数科目を重視した理数科と、既習の知識・技能を生かした課題研究に取り組む普通科で、高大連携と中高連携を強め、地域や世界で活躍する人材の育成を目指していく。また、松江南高校においては、現在の理数科を文理融合型の探求科に改編するとともに、普通科においても多様な教育課程の編成を可能とする単位制の導入により、主体的・協働的な学びを推進し、未来を切り開いていく資質・能力の向上を図る。松江東高校においては、島根大学や地域との連携を強化して、地域課題解決型学習による実践的な学びを実施するとともに、多様な選択教科を開設できる単位制を導入し、Society 5.0の新しい社会を生き抜く力を養成する教育を展開していく。このアウトラインのもとに、今後、各高校において対話や協議を重ね、具体化し、平成31年度中に特色を明確化し、周知していく予定にしている。

(4) 地域外入学制限についてである。地域外入学制限については、特定の高校に志願者が集中する状況を避けるため、昭和48年に創設した制度で、現在は松江北高校、松江南高校、松江東高校、出雲高校、大田高校、浜田高校、益田高校の7校の普通科を対象に、地域外の入学者を10%に制限している。しかしながら、7校のうち県西部の3校については、近年、定員充足率が90%に満たない状況にあり、制度の意義が薄れつつある。そういったことから、このたび、この制度のあり方を見直すことにした。具体的には、大田高校、浜田高校、益田高校の県西部の3校について、2020年3月に実施する2020年度入学者選抜、これは現在の中学2年生が受検をするときからとなる。地域外入学制限を撤廃し、あわせて、県外からの入学制限の対象からも除外することとする。



(5) 浜田市、江津市の県立高校の方向性についてである。検討委員会からは、この地域における高校のあり方について、下から2行目から32ページにかけて挙げているように、1)普通科、専門学科ともに石見部全体での位置づけの中で議論すべき、2)時代的な要請、生徒の進路志向、地域ニーズなどを踏まえた議論が必要など、5つの視点が示されている。今後は、こうした視点を踏まえながら、この地域における魅力ある高校づくりの実現に向けた取り組みを進めていくこととする。今後は、高校と地域が一体となった魅力化・特色化の取り組みや成果を踏まえ、また、中学校卒業生数等を注視しながら、地域における高校・学科のあり方や配置について検討していくこととする。

教員の多忙・多忙感の解消、教員の確保と育成について、2項目を挙げている。

(1) 教員の多忙・多忙感の解消については、今年度中に策定予定の教職員の働き方改革プランに取り組んでいくとともに、部活動において外部人材を活用するなど、地域社会に開かれた高校づくりにより、教員の多忙・多忙感の解消と教育の質の維持向上の両立を進めることとする。

(2) 教員の確保と育成については、主体的・対話的で深い学びの実現など、新学習指導要領等における指導や業務のあり方に対応するために、県独自の施策による教員定数の拡充を検討していく。また、教員の資質・能力の向上のため、島根県公立学校教育職員人材育成基本方針、これを踏まえて、島根大学と連携しながら、教員養成システムの構築に向けた研究を進めていくこととする。以上が第3章の概要である。

今後の予定である。11月7日から1カ月間、パブリックコメントを実施したいと考えている。また、県内5カ所において、地域別広聴会を開催する。この日程等については、次のページのとおりである。これらにおいていただいた意見を参考にしながら、このビジョンをまとめ、最終的には2月のこの委員会で議決をいただきたいと考えている。

○真田委員 教員の多忙・多忙感の解消という言葉について、教員の多忙は解消することができると思うが、多忙感というのは本当に解消できるものなのか。多忙感っていうのは、どちらかという、受け取る側のほうの感覚であって、多忙と多忙感を同列に並べることについての疑問がある。33ページである教員の多忙な環境とそれに伴う多忙感の解消という表現の方が良いのではないかと感じた。

また、教員の確保と育成というところで具体的な取り組みの中で「特に専門高校等」と記載してあるが、専門高校に限られるのであれば「等」を外された方がいいのではないかと思う。また、普通高校等と書かれているが、具体的にそのほかの事例があれば教えて

いただきたい。

○柳楽県立学校改革推進室長 まず、教員の多忙と多忙感であるが、これは提言でいただいた言葉をそのままタイトルとして使わせていただいている。指摘いただいた意見を参考にさせてもらって、今後、最終のビジョンの策定に生かしていきたいと考えている。

2点目の特別免許状等の、特に専門高校等においてという「等」のところだが、全国では例えばJAXAで経験のある方が数学の特別免許状を取って教えているということがあったり、専門高校で今、工業とか水産で特に特別免許状出しているところがあり、そういった可能性もあるということで「等」をつけさせていただいている。

また、普通高校等におけるというのも、普通高校に限ったものではなく、場合によっては専門高校等にも配置の可能性があるということで、「等」という言葉をつけさせていただいている。これについても、今後また最終作成に向けて検討をさせていただきたいと思っている。

○高橋教育監 多忙・多忙感というのは一体何か明確に違いがあるのかっていうご質問はさまざまなお受けすることがある。簡単に言うと、教員の多忙というのは、多忙を解消するというのは要するに時間外勤務、それは要するに量的なものを減らすというか、量的な問題において生じるものという要素が大きい。もう一つ、多忙感というのは、これは数年前、2年ぐらい前だったと思うが、職場の多忙・多忙感に関する実態調査というのを小・中・高・特別支援学校、全てを対象として行った。そのときに、特に負担に感じる業務は何かというところについて、このページの直後にある事務作業等という言葉があるが、例えば非常に単純な事務だけど膨大な量の事務とか、そういったもの、ほか、私ども県教委がよく発出しております調査物であるとか、そういうものの負担感が非常に大きいというような、はっきりとした傾向が出ていた。多忙感を解消するためには、例えば今年度から措置している業務アシスタントの配置等による現状の改善というのを目指すこと、そういう視点が大切ではないかというふうに考えた。この多忙・多忙感という言葉だけでは何のことかよくわからないという指摘は当然のこと、また、わかるような形をどこかに盛り込むことができればなという感じがした。検討させていただければと考えている。

○藤田委員 このビジョンを県民の皆さんに広く聞いていただくため、公聴会等の周知についてはどのような形で県民の皆さんにお知らせをするのか。

○柳楽県立学校改革推進室長 後日、新聞等でお知らせすると同時に、PTA連合会も通じて、各高校はもちろん、小・中のほうのPTAの方々に周知する予定にしている。また、

各高校、中学等にも教育委員会を通じて送る予定にしている。

○出雲委員 例えば地域の方々とかっていうところでは、どういう周知を考えているのか。

○仁科総務課長 例えば県全体の広報媒体として、例えば「フォトしまね」というような媒体を持っている。また、今年は小さな拠点づくりというようなものをメインに新聞の広告記事を出しているが、そういった広報部の持つ媒体なんかを使うという手もあろうかと思う。

○柳楽県立学校改革推進室長 魅力化チームの方で伴走している方々がいるので、そういう方を通じて、そういったところにも周知をしていきたいと考えている。

○浦野委員 本ビジョンにおいては、既に第2章でも触れたように、「今後、全ての高校がそれぞれ独自の育てたい生徒像、特色ある教育課程、求める生徒像を明確にし」というこの3つのところで、「育てたい生徒像」と「求める生徒像」はかぎ括弧で閉じてあるが、特色ある教育課程にかぎ括弧がない意図を教えてください。

○高橋教育監 求める生徒像というのは、私ども、入学者選抜の募集要項で既に使っているやや固有名詞的なものだ。したがって、求める生徒像という固有名詞があるので、もう一つ、育てたい生徒像もかぎ括弧にしようかというところで、この2つはそういう意味合いである。ただ、それ以外のところでどうしてかぎ括弧がついているかということについては、緻密な表現チェックができてなかったと思うのでこの辺は検討させていただく。

○林委員 松江市内3校の現時点のアウトラインということではあったが、松江南高校の理数科の改編の文理融合型の探求科というものについて、補足説明をお願いしたい。

○柳楽県立学校改革推進室長 文理融合型の探求科ということで書いているが、文系と理系の枠にとらわれることなく、両分野において知識の習得はもちろん、発展的な教科学習や課題解決を図る学習活動に積極的に取り組むことによって、これからの時代に必要とされる思考力、判断力、表現力を高める、そういったことを重視するような学科を考えている。

——以上資料により協議

#### (報告事項)

第60号 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 毎年、文部科学省が行う調査に合わせ、島根県の状況を報告するものである。

まず、暴力行為の発生件数であるが、合計で1,128件、前年度比332件の増、41.7%の増であった。暴力行為が増加している理由としては、いじめの正確な認知が進んできたことと同様に、児童生徒の状況を細かく把握し、組織で対応することが定着してきた結果であると考えている。暴力行為に対して、校内で教職員の認知が共通理解されたことや、ささいな事案も報告し合う組織となり細かく記録をとっていることが数字を押し上げていると考えている。報告されているものの中には、文部科学省が示している暴力行為の例に対して内容や程度が下回るものが含まれており、暴力行為件数は増えているが、かといって、学校が荒れているという感じではない認識をしている。ただ、大きな荒れはなくても、小さなことは起こっているということなので、一つ一つ丁寧に対応していくことが必要だと考えている。

暴力は絶対に許されないことをその都度繰り返し指導することはもちろんだが、暴力行為に対する今後の対応として、四角の囲みで示している。未然防止対策の推進として、児童生徒の学級満足度を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりによる児童生徒の所属感や自己有用感を高める取り組みを進めていく。また、子どもの小さな変化を見逃さず対処するという早期発見・早期対応の姿勢を確立することや、対人関係能力を育成すること、及び特に配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進を図る。さらに、生徒指導における教育相談体制の活用と充実として、教育相談コーディネーターを中心とした体制を確立し、保護者、他校種、関係諸機関との一層の連携も強化することとしている。

いじめの認知件数は、合計で1,797件、前年比179件の増、11.1%の増であった。このうち、いじめの状況は、平成29年度末で解消しているものが全体の82.4%である。いじめの内容としては、冷やかし、からかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われるや軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするが主なものであった。いじめの認知件数が増加した理由だが、校長会を初め、教員研修でのいじめの正確な認知に対する啓発を行った結果、法に照らした正確な認知が進んだことや、指導主事による学校訪問を通じて、法や基本方針について周知を図り、各学校において組織的な対応が浸透してきたことによるものだと考えている。また、各学校において、いじめの定

義が定着し、組織的な対応が行われた結果だとも考えている。

いじめは決して許されないこと、その都度繰り返し指導することはもちろんだが、いじめの問題に対する今後の対策は、四角の囲みで示している。学校の取り組みの一層の充実として、いじめを見逃さない、見過ごさない学校づくりや、いじめ対策組織を中心とした対応体制整備とその強化、未然防止の取り組みの推進による魅力ある学校づくりを進め、日常の観察、面接、調査から早期発見・対応を行うことや、児童生徒の学級満足度を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりを行う。さらに、平成30年5月の県いじめ防止基本方針の改訂に伴う学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを進めていくことが必要だと考えている。スクールカウンセラー等の活用による教育相談体制の充実を図りながら、いじめの未然防止の取り組みや適切な早期対応等の理解を図るための生徒指導に係る校内研修も行う。

小・中学校長期欠席者のうち、不登校児童生徒の状況である。合計で882人、前年比101人の増、12.9%の増であった。増加した理由には、さまざまなケースがあり、一概には言えないが、学校における不登校の分類として、人間関係に課題、無気力、不安の傾向がある場合は、その中の区分として、小・中学校ともに共通して、いじめを除く友人関係をめぐる問題、例えば仲たがい、学業の不振などが要因となっている。特に中学校では、入学、転入学、進学時の不適應や進路に係る不安も特徴的な要因となって増加している。不登校の中でも、小学校5年生と中学校1年生が増えている状況にある。小学校5年生では、いわゆる高学年となり、学習内容が難しくなり、学習の不振が一つの要因となり、6年生ほどまだ活躍する場がないことなどもあり、自己有用感を高めにくいこともその要因であると考えている。中学1年生では、新しい環境になり、新たな人間関係をうまく構築できないことや、学習形態が変化したり学習内容が増えたりすることにより、登校への意欲をなくしていることが考えられる。

小・中学校の不登校児童生徒への今後の対応は、四角の囲みの中で示している。スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業を活用しながら、教育相談コーディネーター養成研修の内容を生かして、教育相談体制の充実を図る。また、不登校等対応体制充実事業や子どもと親の相談員配置により、小学校不登校等対応体制の充実を図る。また、クラスサポートティーチャーの配置により、教室での学習支援、悩みの相談を行ったり、学びいきいきサポートティーチャーの配置により、別室での学習支援を行ったりして、中学校での不登校支援体制の充実を図る。不登校児童生徒の学習支援、社会

的自立への支援を目的とした教育支援センターに対して、教育支援センター運営事業支援交付金を交付する。

高等学校長期欠席者のうち不登校生徒、高校生の状況は218人、前年比10人増の4.8%の増であった。全日制で増加し、全体として前年に比べて増加した状況である。全日制、定時制とも不登校の分類としては、学校における人間関係に課題、無気力、不安の傾向がある場合、その中の区分として、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振、進路に係る不安などが要因として挙げられ、特に全日制では、入学、転・編入学、進学時の不適応も特徴的な要因となっている。

高等学校の不登校生への今後の対応は、四角の囲みで示している。小・中学校と同様に、教育相談体制の充実やアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりを進めていく。また、教職員の資質を向上させるために、生徒指導に係る校内研修を実施するとともに、3年間で全ての県立学校に指導主事が出向き、指導・助言をする学校訪問を行っていく。

高等学校中途退学者の状況である。合計は219人、前年比98人の減、30.9%の減であった。中途退学者のうち、全日制及び通信制の中途退学者が減少したことにより、全体の数が減少している。この要因としては、中学校と高等学校との連携が進み、中学校段階でのキャリア教育や高校のオープンキャンパスなど、学校説明会等による高等学校入学に関する広報活動により、ミスマッチが少なくなっているものだと考えている。また、通信制での減少は、科目履修届が提出されないとか連絡がつかないなどという活動していない生徒を除籍した人数が減少していることによるものである。

中途退学予防等への対応についても、四角の中で囲みで示している。教育相談体制の充実として、教育相談員を宍道高校、浜田高校の定時制・通信制、三刀屋高校の掛合分校に配置している。また、中途退学者への支援として、宍道高校及び浜田高校定時制・通信制を拠点にそれぞれ2名、計4名の連絡調整員を引き続き配置し、ひきこもりを防ぎ、社会参加に向けての支援を行っている。

○真田委員 暴力行為の発生件数について、平成25年、公立学校発生件数1,000人当たりのところで、島根県の場合には1,000人当たり5.4人とあるが、平成29年には16.5人と約3倍近くなっている一方で、全国は4.3と4.8とそんなに数字があがっている感じがしない。暴力行為について、これだけ件数が上がるというのは何か要因があるものか。

○村本子ども安全支援室長 平成27年から28年にかけてはね上がり、こういう状況に

なっているが、これは、いじめの認知件数の細かな状況をしっかり把握してほしいと、各学校現場に対して非常に強くお願いしたり、指導主事が学校訪問して、しっかりと見てほしいということで説明をし、組織として対応されるようになってきたということが一つある。それまでは同じようにあったかもしれないが、例えば授業のときに起きたりしたときに、いろいろ指導されてそれで終わりというふうになっていたものも、今は全て学校の組織に報告をし、暴力があったということでカウントするような状況にどこの学校もなってきた。しっかりと細かいものも把握をして、指導するということが数字が上がってきたというふうに考えている。

○真田委員 29年度にまた上がっている理由をどのように認識しているか。

○村本子ども安全支援室長 報告されている中身について、暴力行為として文部科学省が実際にこれを報告してほしいという程度があるのだが、その程度に至っていないものも多数入っており、その点が大きな数字にはね上がっているという状況である。

この状況については、施策説明会等で校長先生方にお話をさせていただくときに、実際にそういう荒れている状況があるのかということ投げかけ、そういう状況ではないということについては我々と認識は同じである。小さなことは起きているので、そのことについてはしっかり指導していくということで対応が必要かと思っている。

○藤田委員 学校からの報告のみでなく例えば保護者や、県のほうに直接的に相談されるようなものもカウントされているものか。

○村本子ども安全支援室長 私たちは県の立場であるので、県の学校に対しては直接話を受けて、それを直接学校にお返しするというようなことはあるが、小・中学校の場合ですと、設置者ではないが、保護者からのお話についてはしっかり聞かせていただいて、その状況について、学校に知らせた方がいいのか、教育委員会に知らせた方がいいのかということはお聞きをして、対応させていただいている。その中で、訴えの中で、例えばそれがいじめであるということであれば、これはいじめとして認識する必要があるという話は、学校現場であったり、それから市町の教育委員会にお話をさせていただくということがあ。そういう状況になったものについて、いじめであるというふうにカウントはされるので、この数字の中には上がってきていると認識をしている。

○出雲委員 小学生の不登校がすごいこんなに増えているというのはちょっとびっくりした。確かに学校の中でのいろんな人間関係とか、学習面とかっていうのもあるとも思うが、やっぱり家庭の環境だとか、そういう要因もあるんじゃないかなというふうにも考える。

今後の対応のところで、ここに子どもと親の相談員というのはスクールカウンセラーとか、それとはまた別に何か違う方なのか。

○村本子ども安全支援室長 家庭のことについては、例えばスクールソーシャルワーカーを福祉の専門家として配置しているところであるが、子どもと親の相談員というのは、スクールカウンセラーでもスクールソーシャルワーカーでもなく、これは学校で非常勤の支援をお願いしているというところで、これは不登校の数がある程度多い、教頭先生が二人であったり主幹教諭がいるようなちょっと大規模な学校で、そこで不登校に対する予防も含めて、不登校になっている子どもに対応等、そういう相談活動や子どもへの支援というを行っているのが子どもと親の相談員というものである。

○出雲委員 この相談員の方は資格など求めているのか。

○村本子ども安全支援室長 授業を実際に行うわけではないので、特に教員免許など必要なわけではない。

○林委員 いじめの定義であったりとか認知の浸透ということでかなり件数も上がってということで、全国的にもそういう数値が出ているし、新聞等でもこういう報道が出ていた。その中で、その後のいじめの対応であるとか、また、見逃さない、見過ごさない学校づくりの中で、そういう部分細かくなると、あつてはならないことだが、先ほどの多忙・多忙感ではないが、余りにも忙し過ぎて、それを今度は見過ごすようになってしまつては元も子もない。そうしたいじめの後の報告等の負担の軽減とかについては何か考えているのか。

○村本子ども安全支援室長 いじめの件数というのは、学校で認知をされて、それで学校の中で指導していただくと終わりで、例えばそれに対する何か報告書を書くとか、そういうことではない。とにかく見逃さないということが大事なことであるので、我々からの各学校現場への説明の仕方についても、認知件数が上がっているということはそれだけ認知ができて、指導ができているということなので、肯定的に捉えている。だから、数が上がったからだめだということになると、今おっしゃっていただいたようなことにつながってしまうので、そうならないようにするための我々の認識もきちんと伝えていながら、いじめを見逃さないという方向に持っていかないと考えている。

○浦野委員 高等学校中途退学者状況だが、今年度、減少の方向であるということで、さっきの説明等を聞いて、ミスマッチが少なくなってきたと説明があったが、大変いいことだと思う。受験体制が変わつたっていう時期があったと思うが、そのときにすごく中学生の子どもたちは慎重に第1志望を選んだという時期と重なるのかなというふうに思っ



た。今後、また新しく高校のあり方が変わるのにちょうど差しかかる時期なので、こういう傾向が見られたってことはすごくよかったなと思う。受験をする子どもさんや保護者の方にしっかり説明をして、自分が行きたい学校を選ぶということが浸透して行って、もっともっと中途退学者の数が減るようになればいいなと思った。

○新田教育長 そういった点はこの魅力化ビジョンの中でもセーフティーネットというふうな形で言及している。それに限らず、中で、こういった中途退学者への予防、それからこういうことにならないように持っていくということを引き続き努めていきたいと思っている。

———原案のとおり了承

#### 第61号 平成41年（2029年）第84回国民体育大会開催要望書の提出について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 国民体育大会の開催に関するいろいろな決まり事は、国民体育大会開催基準要項に定めてある。例えば国体は毎年開催すること、あるいは都道府県を東、中、西の3つのブロックに分けて、輪番で開催すること、あるいは9月中旬から10月中旬の間に11日以内で開催すること、そして、今回説明する要望から決定までの手続についても定めてある。

開催要望の手順については、開催希望する都道府県は都道府県体育協会会長、都道府県知事、そして教育委員会が連名の上、日本スポーツ協会会長、文部科学大臣に開催要望書を提出することになっている。このたびの要望書の提出はこの手続にのっとったものであって、資料4の2ページから4の5ページのとおり開催要望書、そして開催の要望趣意書を提出する。島根県は、中国、四国、九州で構成される西ブロックに区分されており、2巡目の開催時期が未定であった鳥取県、沖縄県と開催時期を調整した結果、島根県が平成41年に開催することに同意を得たものである。

今後のスケジュールだが、先ほど申し上げた開催基準要項により、日本スポーツ協会が文部科学省と協議して、開催申請書の提出順序了解県として決定をされ、その後、中央競技団体による会場市町村の視察、そして5年前には開催申請書の提出、そして開催地が内定して、3年前には開催地が決定される、こういった段取りになっている。平成元年に

「島根県体育史」という冊子が発刊されたが、それによると、くにびき国体後の県民のスポーツの意識の変化として、運動やスポーツへの興味や関心が高まった、人々のスポーツの熱の向上に役立ったと、多くの人々がスポーツの振興に果たした役割を高く評価している。また、一段とスポーツが身近になり、スポーツをする人が増え、それによって日常生活が明るく意欲的になったと実感してる人が多いなどと記されている。今後、先催県に倣い、2巡目となる国民体育大会の開催意義、そしてどのような国体を目指していくのか、本県独自の国体像など、そうした検討を進めていくことになる。

———原案のとおり了承

第62号 平成30年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第63号 平成30年度PTA活動振興功労者文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第64号 平成30年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第65号 第71回優良公民館文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○新田教育長 62号から65号まで、一括して社会教育課より報告させていただく。

○前田社会教育課長 報告第62号、平成30年度優良PTA文部科学大臣表彰について説明する。

優良PTA文部科学大臣表彰の小学校、中学校部門として、奥出雲町阿井小学校PTAと大田市立第三中学校PTAが表彰されることになった。この表彰は、優秀な活動実績を上げているPTAを各県が3団体以内を選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学省が表彰するものである。幼稚園・こども園、小・中学校、県立高等学校、特別支援学校、私立の中学・高等学校の各PTA連合会へ候補団体の推薦依頼を行い、推薦のあった団体を対象として、県の選考委員会において被推薦団体を決定し、文部科学大臣に推薦している。本年度は、残念ながら、高等学校等のPTA連合会からの推薦はなかった。

今回の2校の主な表彰理由については、奥出雲町阿井小学校PTAは、公民館や地元の団体と連携してさまざまな活動を行っていることや、生活習慣アンケートによって児童の実態を把握した上で設定した研修の実施や、学校の茶園において、児童、保護者、地域住民が参加して茶摘みの体験を行っている点などが評価されていると考えられる。

大田市立第三中学校は、学校や地域の連携によって、以前からいわゆる窯焼きの窯芸活動を積極的に行っていることや、生徒のいる家庭だけではなく、校区内全世帯にPTA広報誌を配布して、地域への周知や理解を深めている点などが評価されていると考えられる。報告第62号については以上である。

報告第63号、平成30年度PTA活動振興功労者文部科学大臣表彰について説明する。

この表彰は、PTA活動の振興に顕著な功績のある個人を文部科学大臣が表彰するもので、5年に1度実施される。各県からの推薦枠は、高等学校関係者が2名以内、それ以外が計3名以内となっている。先ほどの団体表彰と同様に、小・中学校、県立学校等の各PTA連合会へ候補団体の推薦を行い、県としての選考会において選考を行い、文部科学大臣に推薦している。

今回表彰される3名は、小・中学校分野のPTA組織である島根県PTA連合会の元会長の田中さん、島根県高等学校PTA連合会元会長の松尾さん、島根県私立中学高等学校PTA連合会前会長の毛利さんの3名である。いずれの方も、長年にわたって各PTAの団体や地域においてリーダーシップを発揮され、全県のPTA組織に大きな貢献をされている。主な表彰理由については、それぞれ記載した内容が評価されることが考えられる。報告第63号については以上である。

報告第64号、平成30年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について説明する。

この表彰は、多年にわたって社会教育の振興に功労のあった個人や団体を文部科学大臣が表彰するものである。主なルートは、各県が2名以内を選考して文部科学省へ推薦を行うものだが、これとは別に、文部科学省が所管する独立行政法人等からの推薦というルートもある。今年度、本県教育委員会から推薦を行い、表彰が決まった方は、松江市在住の持田康史さんである。旧宍道町の社会教育委員に就任されてから、合併後の松江市でも同委員を長くお務めになったほか、松江市宍道公民館運営協議会の委員や宍道まちづくり協議会の会長などを現在も務めておられることなどが評価されていると考えられる。

また、本県教育委員会からの推薦によらず、独立行政法人からの推薦ルートで表彰が決まった方も1名おられるので、5の欄に記載した。邑南町の長谷川久雄さんで、国立三瓶青少年交流の家で長年にわたって指導員を務められた方である。報告第64号については以上である。

報告第65号、第71回優良公民館文部科学大臣表彰について説明する。

この表彰は、特に事業内容や方法に工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献し

ている公民館を各県が2団体以内を選考して文部科学省へ推薦を行い、表彰が決定されるものである。推薦に当たっては、地域の実情に応じた開館日数の確保や、活動内容におけるPDCAサイクルの機能などの面で適切な運営がなされていることや、社会教育や公民館運営に関する十分な知識を有する職員が配置されていることなどが国の要件とされているほか、本県の内規として、県の優良公民館表彰を受賞していることも要件としている。

今年度、本県からは2つの公民館が表彰されることになった。松江市の八束公民館は、江戸後期の町民文化の名残を持つ民謡「島芝翫節」の活動を通じた多世代交流や、住民から集めた費用を財源に充てて新書図書を増やしたり、図書スペースの工夫によって地域の方々が集いやすい環境づくりが図られている点などが評価されていると考えられる。

浜田市の国府公民館は、浜田ならではの海や川を活かした活動などを通して、地域活動にかかわる人材づくりを積極的に行っている点などが特徴であり、評価されていると考えられる。

———原案のとおり了承

## 第66号 第6回古代歴史文化賞について（文化財課）

○山根世界遺産室長 古代歴史文化賞は、2013年、平成25年に創設された賞で、今回で第6回を迎える。この賞は、島根県が提唱して、古代の歴史文化にゆかりの深い三重県、奈良県、和歌山県、宮崎県と共同で企画するものであり、5県が連携して古代歴史文化に関する書籍を表彰することを通じて、国民の歴史文化への関心を高め、豊かな歴史文化に恵まれた各県の交流人口の増加を促すとともに、各県民の郷土への自信及び誇りを醸成することを目的として開催している。

今年度は、本日、11月1日の午前中に選定委員会が開催され、この裏面、9の2ページに示しているノミネート作品から大賞1点と優秀作品賞4点が決定される。14時から15時にかけて、この教育委員会に並行して、東京の帝国ホテルで知事より受賞作の発表が行われることになっている。受賞作については後ほど発表があり次第、教育委員の皆様へ情報提供をしたいと考えている。

なお、今後は、東京会場及び松江会場において、受賞者による基調講演などの記念行事

が予定されている。

———原案のとおり了承

## 新田教育長 非公開宣言

—非公開—

### (議決事項)

#### 第15号 平成31年秋の叙勲候補者の推薦について (総務課)

———原案のとおり議決。

#### 第16号 教育委員会事務局職員 (管理職) の人事異動について (総務課)

———原案のとおり議決

#### 第17号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

———原案のとおり議決

### (報告事項)

#### 第67号 平成30年度教育者表彰 (文部科学大臣表彰) について (総務課)

○仁科総務課長 学校教育の進行に関し特に功績顕著な教育者の功労をたたえるものである。表彰式等については11月30日文科省で、また拝謁が同日皇居で執り行われる。島根県は例年3名の枠がある。一人目、島根県教育庁教育監高橋泰幸さん、校長として、教員の授業力向上に向けた授業互見・評価システム等の取組をいち早く導入するとともに、生徒の主体的及び学びを促す教育環境の整備を進めた。また学校企画課長在任中には教員の人材育成と学校教育現場への人的支援を推進し、現在は教育監として、県教育の充実・発展に尽力している。二人目、松江市立城北小学校長金山美幸さん、校長として、多様な

児童にきめ細かく対応すべく、教職員を統率し、教職員がチームとして組織的な教育活動を円滑に実践できる指導計画の作成を行った。また、学校、児童、地域、保護者の密接な関係の構築に努め、地域から信頼される学校づくりを推進している。三人目、松江市立四中校長 小田川俊明さん、校長として、地域とのつながりを重視し、教育活動に地域住民との交流の機会を積極的に設けるとともに、生徒自らが主体的に地域貢献に関わろうとする姿勢の育成に力を注ぎ、その結果地域行事に参加する生徒が増加するなど、地域とともに子供を育てる学校経営を推進している。こういう理由で3名の方が表彰される。

———原案のとおり了承

#### 第68号 平成30年度11月補正予算案の概要について（総務課）

○仁科総務課長 11月補正予算総額は、9600万円である。内容は1件、県有施設の普及事業であり、台風21号による9月4日の大雨で浜田ろう学校地内の法面に被害が生じた復旧事業である。この1件が11月補正の概要である。11月12日の運営委員会終了までは非公開である。議会終了後解禁になる。

———原案のとおり了承

#### 第69号 平成30年度人事委員会勧告及び報告の取扱について（総務課）

———原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 16時53分